



分業と連帯を可能にするもの：デュルケムにおける「正義」の位置（特集1 社会学的説明か「社会学的言い訳」か：個人と社会をめぐる現代の議論から）

野々村，元希

(Citation)

社会学雑誌, 40:123-142

(Issue Date)

2023-12-25

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100486326>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486326>



特集1 社会学的説明か「社会学的言い訳」か — 個人と社会をめぐる現代の議論から

分業と連帯を可能にするもの

——デュルケムにおける「正義」の位置——

一 はじめに

新自由主義の台頭によって、自由競争型の市場経済が社会全体を覆うようになって久しい。⁽¹⁾ 民営化や規制緩和といった政策が推し進められ、結果として社会保障の衰退や雇用の不安定化、賃金格差の拡大といった問題が生じているというのもよく指摘されるところである。しかし新自由主義の主張によれば、これらの問題がもたらす困難は市場での自由な競争によるものであり、その原因は個々の当事者に帰せられる。こうした発想は、広く他者の窮状を「自己責任」と切り捨てて顧みないような態度を伴っているように見える。あるいは今や、人がそうした他者の窮状について、当人の背後にある社会的な事情を考慮しつつ説明することを、個人に（自らの責任を社会へと転嫁する）「言

い訳」の口実を与えるものとして非難する向きさえあるという。

だが、果たして本当にそんな言い分が成り立つだろうか。市場経済のもとでは分業が進展する。かつて一つの家の中で自給自足的に行われていた労働は専門分化し、人は自分の持つていないものを市場で他者と交換して得るようになった。そこでは誰もが他者の生産物によらなければ生活することができない。このように、分業社会において、人びとは相互に依存し合う。個人の境遇も他者とのつながりという社会的な要因に多かれ少なかれ規定されており、それなしに考えることは難しい。だとすれば、先に見たような自己責任の原理を貫徹しようとしても無理があるだろう。とはいえ問題は、そうした相互依存の状態が見えにくくなっているということでもある。分業が複雑化していくと、

野々村 元 希

同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程

実は知らないうちに自分の生活を支えてくれているだろう他者、自分もまた知らないうちにその生活を支えているだろう他者の姿はどんどん覆い隠されていく。あるいは新自由主義が競争の主体としての自律した自己像を強調するあまり、他者とのつながりがますます後景に追いやられていくということもあるだろう。そこで大事なのは自身とその身近にいる限られた人びとにすぎず、それ以外の誰かが苦境に陥っていてもいちいち気がまわらなくなっていく――。

こうした状況で、われわれは人びとのつながりそのものをどう考えていけばいいのか。本稿はそのヒントをデュルケムの中に探る試みである。

ここでは『社会分業論』に注目しよう。この著作でデュルケムが取り上げるのは、分業の進む社会における連帯、すなわち人びとのつながりのありようである。デュルケムの考察の出発点にあるのも、分業によって、そもそも人びとが相互依存関係にあるという事実だ。この事実にもとづいてデュルケムが思い描くべき連帯とはどういうものか。それを実現するには何が必要か。先の問題意識を踏まえつつ、これらのことを検討するのが本稿の目的である。新自由主義下で可能な人びとのつながりを考える上でも、この作業は意味を持つだろう。

議論は以下の流れで進む。まず、デュルケムの考える分業と連帯の関係をおさらいする。彼によれば、分業は本来

なら連帯を生み出すのだが、それには一定の条件が必要だ。ここでは特に、デュルケムがその条件として挙げる「平等」およびそれを実現するための「正義」に着目する。その上で、平等や正義はいかにして連帯を生むのか、そうして生まれる連帯とはどういうものなのかを示したい。⁽³⁾続いて、正義およびそれによって可能となる連帯を、デュルケムがたんに道徳的な水準のみならず、法的な水準においても把握しているということを明らかにする。それによって、ともするともっぱら道徳的な領域に属するものと思われがちなデュルケムの連帯論の別の側面に光を当ててみたい。⁽⁴⁾

二 分業と連帯

二・一 分業社会という出発点

分業社会において、人びとはそれぞれ異なる専門的職業に従事することになるが、すでに見たように、それによって誰もが他者の生産活動なしには生きられなくなっており、ゆえに相互依存の度合いは増している。彼らは互いが異なるからこそ互いを必要とし、結びついているのである。こうした人びとの差異にもとづく連帯を、デュルケムは「有機的連帯」と呼んだ。

有機的連帯は分業の結果だ。ここからデュルケムは分業の性質として、「分割された諸機能」を「連带的に」し、「諸

機能の連帯がなければ存在しえない社会を可能にする」というものを見出す (Durkheim, 1893: 24 = 二〇〇五: 六二)。³ ということは、分業が進む社会において、それは「社会体を統合し、その統一を確保する」という機能を持つことになるだろう (Durkheim, 1893: 26 = 二〇〇五: 六三)。この意味で、分業は「社会そのものの存在条件」(Durkheim, 1893: 27 = 二〇〇五: 六四)なのである。

二・二 正常な分業

分業が連帯を生み出すのは、「諸機能の相互関係を決定する十分発達した規制 (réglementation)」によって、「諸器官の協力すべき様式」が定まるからだ (Durkheim, 1893: 356 = 二〇〇五: 三二二)。分業社会における連帯は、異なる機能を担う人びとの相互関係を規定する「規則 (règle)」(Durkheim, 1893: 357 = 二〇〇五: 三二三 改訳)、すなわちルールによって可能になる。これが「有機的連帯の存在条件」(Durkheim, 1893: 356 = 二〇〇五: 三二二)である。

さらにデュルケムは、正常な分業は連帯を可能にするこのルールそのものをつくり出すと言う。分業は、社会の諸機能を結びつけることによって、その間に新たな関係を生み出す。その関係が「反復」され、「習慣」化すると、そこから人びとの行動を規制するルールが生じるのである (Durkheim, 1893: 357 = 二〇〇五: 三二三)。そのルールは、

諸機能の相互依存関係を表明するものとなる。

二・三 異常な分業

二・三・一 アノミー的分業

しかし、分業が異常をきたしていればこうはいかない。では、異常な分業とはどういうものか。

一つには、そうしたルールを欠いた分業がある。ゆえに、そこでは人びとの関係が適切に規定されず、連帯は生じない。これがデュルケムの言う「無規制的(アノミー的)分業」である。そこでの人びとの関係は、文字通りルールなき「アノミーの状態」にある (Durkheim, 1893: 360 = 二〇〇五: 三五五)。

デュルケムによれば、こうしたルールの欠如は人びとの接触不足から来る。人びとの関係を規定するルールが生じるためには、彼らが十分に接触を保っていなければならぬ。それによって、彼らは「たがいにもっている欲求をその機会ごとにすぐさま知らせあい、したがってまた、その相互依存関係 (leur mutuelle dépendance)」については、いきいきとした持続的な感情をもつ」ことができるのである (Durkheim, 1893: 360 = 二〇〇五: 三五五)。しかし、産業化によって拡大する市場の中で、個人が他者と互いに顔が見えないままつながっているような状態ではそれがかなわないとデュルケムは考える (Durkheim, 1893: 361-2 =

二〇〇五・三五六・七)。この接触不足は、彼が分業の前提とみなす、社会生活における「諸信念と諸感情の共同性」の希薄化にもかかわっているだろう (Durkheim, 1893: 261 = 二〇〇五・二六七 改訳)。

こうした状態にある無規制的分業のもとでは、連帯どころかその解体、さらには個々人の分断や対立が生じる。デュルケムの念頭にあるのは商工業における恐慌や倒産、そして労使間の階級対立といった事態だ (Durkheim, 1893: 345, 362 = 二〇〇五・三四三・三五六)。階級対立について言えば、それはデュルケムにとって、階級間の接触が不十分で相互の関係を定めるルールがないからこそ生じているものである⁽⁷⁾。

二・三・二 拘束的分業

ただし、とにかくルールがあればいいというものでもない。むしろルールがあることによって連帯が生じなくなっているような分業もある。デュルケムはこれを「拘束的分業」と呼びつつ、連帯の形成を阻害するルールとして「階級やカーストの制度」(Durkheim, 1893: 367 = 二〇〇五・三六一)や「富の世襲的伝達」に関するもの (Durkheim, 1893: 371 = 二〇〇五・三六四)を挙げている。

デュルケムによれば、個々人に内在する「好み」や「素質」には生まれつき違いがあるが、しかしこれは各々の「天性

(nature)」でもある。デュルケムが重視するのは、「各人が自己の天性を自由に発揮する」、そういう意味での「自発性」が妨げられず、その結果「自己の能力にふさわしい地位を占める」ということである。そうして自らの天性を発揮することに人間は「幸福」を見出すと彼は言う (Durkheim, 1893: 369 = 二〇〇五・三六三・四)。ところが、階級制度や世襲制度のもとでは人びとの天性が考慮されず、その自由な発揮が妨げられる。こうした拘束は、しばしば「痛ましい軋轢」のもとになってきた。そういう状況では人びとの「苦悩」が募り、「既存の秩序」を転覆させようというような機運さえ高まる (Durkheim, 1893: 369 = 二〇〇五・三六一・二)。共和政の安定を志向する立場からすれば、これは決して望ましい事態ではない。

三 正常な分業の条件とその実現

三・一 ルールという視座

デュルケムはこうした問題を、分業自体の結果ではなく、正常な分業が行き届いていないことの結果と見る。ゆえに彼は、それが正常に行われるようにすることを求めるのである (Durkheim, 1893: 364 = 二〇〇五・三五九⁽⁸⁾)。それには何が必要か。

デュルケムの議論を整理すると、正常な分業を妨げる要

因は、ルールの不十分さという観点から一貫してとらえることができる。すなわち、

(一) あるべきルールがないということ

(↓アノミ的分業)

(二) あつてはならないルールがあるということ

(↓拘束的分業)

と。したがって問題は、(一) あるべきルールを導入し、(二) あつてはならないルールを撤廃することになるだろう。そうしたルール設定によって、正常な分業を実現するための環境を整えなければならない。その方途を順に見ていこう。

三・二 ルールの導入

第一に、あるべきルールの導入について。デュルケムの議論からして、そのルールはまず、人びとの相互関係を規定するものでなければならぬ。この点についてデュルケムは、たとえば労使間の関係を規制する「産業立法」(législation industrielle)「成立への賛意を示している」(Durkheim, 1893: 359 = 二〇〇五: 三六〇)。

また、デュルケムはそうしたルールの欠如の背景に、人びとの接触不足(共同性の欠如)があると見ていた。ならば、接触を回復させることは彼らの相互関係を規定するルールを生み出す上で重要になる。『社会分業論』第二版序文の

同業組合論は、この問題に直接答えるものだと言えるだろう。分業社会での人びとのつながりを再組織化するにあたって職業集団に注目するのは当然だ。「同一団体に結集され組織された同一産業の全従事者が形成するような集団」によって人びとの接触不足は解消され、相互のやりとりを通じて自分たちの相互関係を規定する (Durkheim, 1893: VI = 二〇〇五: 五)。そこではそのためのルールが生じているのである。

なお、デュルケムの言う「同業組合」(corporation)は労働組合と同じものではない。デュルケムは労働組合に対して否定的な立場をとるが、それは労働組合が労使間の断絶を深め、規制の不在に拍車をかけることになるとされているからだ (Durkheim, 1893: VII-VIII = 二〇〇五: 五・六)。デュルケムにとって、彼がその再建を主張する同業組合には使用者と被使用者の双方が含まれなければならない。

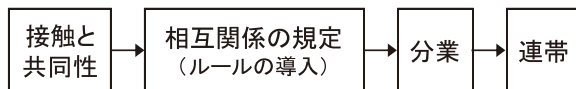


図 1

三・三・三 ルールの撤廃

三・三・一 外在的条件の平等

第二に、あつてはならないルールの撤廃について。そうしたルールにあたるのは、すでに見た「階級やカーストの制度」や「富の世襲的伝達」をめぐるものだろう。デュルケムが要請するのは、これらを取り除き、競争の外在的条件を平等にするということである。それによって何が可能になるのか、いかにして正常な分業が生じるのか。この問題は『社会分業論』第三編で論じられる。その議論を、ここでは次の二点に分けてたどっていこう。

三・三・二 自発的な職業選択

まず、階級制度や世襲制度といった外的拘束がなくなれば、個々人が自らの天性を内的自発性にもとづいて発揮することができるようになる。すると、個々人が生まれ持った自然の差異は、そのまま社会での職業選択の差異に反映されるとデュルケムは言う。「なぜなら、仕事をあらそう競争者たちを不当に妨害したり利したりするものが何もなければ、適材が適所につくのは不可避免的だからである」と。こうした個々人の天性にもとづく適材適所の分業においてこそ、「個人の本性と社会的機能の調和」が生じるのである (Durkheim, 1893: 369 = 二〇〇五: 三六二)。

三・三・三 自発的な契約の締結・履行

さらに、以上のような分業がなされることによって、「契約」が自発的に結ばれるようになるとデュルケムは考える。デュルケムにとって、分業は交換なしには成立しないが、契約とはこの交換の「法的形式 (*forme juridique*)」にほかならない。だから有機的連帯は「契約的連帯 (*solidarité contractuelle*)」として現れる (Durkheim, 1893: 374-5 = 二〇〇五: 三六七)。このことからデュルケムは、あらゆる社会関係を契約関係に還元することは誤っていると断りつつも、次のように言わざるをえなかった。

諸個人の意志をその起源とする特殊な諸紐帯がある。すなわち、契約において表明されるある種の合意 (*consensus*) の存在がそれである」 (Durkheim, 1893: 375 = 二〇〇五: 三六七 強調原文)。

デュルケムにとつてさえ、個々人の合意にもとづく契約関係は近代における人びとのつながりの主要な形態なのである。だからこそ、契約関係は乱されないように保護される必要がある。というのも、「契約的連帯がすぐれて社会的連帯の一形態であるような社会では、契約的連帯がおびやかされると、社会体の統一そのものも同時に危うくなるからである」 (Durkheim, 1893: 375 = 二〇〇五: 三六七)。^②

のためには、公権力による契約履行の監視のみならず、一般的に、契約そのものが自発的に締結されることが求められる。そこに「力または力の恐怖」が介在してはならないのだ。

そうした拘束なしに契約が合意に達するのはどういう場合か。デュルケムによれば、それは契約によって「交換されるサービスが等価な社会的価値 (valeur sociale équivalente) を持つ場合に限られる」(Durkheim, 1893: 376 ≡ 二〇〇五・三六九改訳)。「こういう条件においては、じじつ、各人は自己の欲する物を受けとり、その見返りにそれと等価の物を引き渡すことになる。だから、契約を確認しかつこれを尊重する複数意志のこうした均衡は、おのずから生ずるし、また維持もされる」(Durkheim, 1893: 376 ≡ 二〇〇五・三六九)。

そして、契約上の「等価性 (equivalence)」が「契約の原則」になるためには、人びとが「平等な外在的諸条件のうちにおかれ」(Durkheim, 1893: 377 ≡ 二〇〇五・三六九)、それぞれに内在する天性にもとづいて生産を行い、その価値を正確に反映した生産物が交換の対象にならなければならない。しかし外在的不平等の影響で、取るに足らない人間が親の威光で本来ふさわしくない地位に就いたり、資本家の地位を引き継いだりすると、あるいはすぐれた人間でもその力が自由に発揮できないと、その「天性」にもとづく生産物

の「社会的価値」は歪められ、その本来の価値にもとづく等価交換の契約は成立しなくなる。もしそうした状態で契約が成立するとすれば、それはそこで一方の他方に対する「優越性」、もっと言えば「暴力」が影響しているからだ (Durkheim, 1893: 377-8 ≡ 二〇〇五・三六九・七〇)。デュルケムはそれを「交換の道徳的条件」を狂わせる不当なものとみなす。彼が例として挙げるのは労使間の雇用契約である。「社会のある階級が、生活するために、そのサービスをどんな対価でも受諾することを強いられ、他方、他の階級が、必ずしも何かの社会的優越性によるものではないが、しかも自分の自由にできる資力のおかげで、そうしなくともすむというばあいには、後者は、前者を不当に支配することになる」(Durkheim,

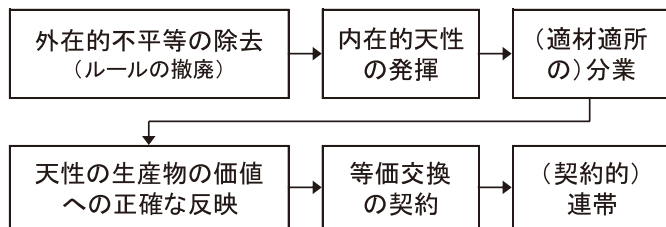


図2

1893:378 = 二〇〇五:三七〇改訳)。

このように、正常な分業には「闘争の外在的諸条件の平等」という条件が必要となる (Durkheim, 1893: 374 = 二〇〇五: 三六七)。それによって、人びとは自らの内在的性質を自由に発揮した結果、それぞれ自分に合ったふさわしい仕事に就き、契約を通じて等価な物・サービスを交換し合う協働的な関係を取り結ぶ。分業が正常にはたらく、契約関係が適切に結ばれ、連帯を生むのである。こうした人びとの契約関係こそ有機的連帯の実態だ。

かくして「外在的不平等」の除去は、分業社会にとって本質的に重要な作業となる。そしてデュルケムは、この企てを「正義の仕事 (*oeuvre de justice*)」と呼ぶ (Durkheim, 1893: 374 = 二〇〇五: 三六七)。その上で、「もっとも進歩した社会の課題は、正義を創造すること (*oeuvre de justice*)」であるといっている」と言っているのである (Durkheim, 1893: 381 = 二〇〇五: 三七三)。

なお、先にあるべきルールの導入について述べたが、以上の検討を踏まえれば、場合によっては競争の外在的条件を平等にするためのルールも、あるべきルールとして導入する必要があるだろう。アフアーマティブ・アクションがそうであるように、機会均等を実現するためのさまざまな措置が例として考えられる。

三・四 差異のための共同性と平等

有機的連帯を生む正常な分業の条件とは何か。デュルケムによれば、その条件となるのが共同性と平等、それらによる人びとの相互関係の規定である。そして、共同性を実現するためには同業組合のような職業集団が、平等を実現するためには正義がそれぞれ必要になる。競争の主体がこうした条件のもとに置かれていて、はじめて分業は連帯を生むのである。

注意しなければならないのは、デュルケムの思考の前提にあるのが現実の分業社会、つまり差異にもとづいて協働する社会だということだ。したがって、ここで言う共同性や平等は、差異と対立し、それを塗りつぶそうとするようなものではなく、むしろ差異をはたらかせるためのもの、その限りでこそ必要になるものだと言いうことができる。

この点をおさえつつ、ここではデュルケムにとっての平等の位置づけについて付言しておきたい。

平等や不平等をめぐってデュルケムには逡巡が見られる。まず、彼は次のように言う。「自然という点からすれば、人間はその体力においてすでに不平等であり、人びとはまた、有利さという点からみて不平等な外在的諸条件のなかにおかれている。(……) これらすべての不平等は自由の否定そのものである」 (Durkheim, 1893: 380-1 = 二〇〇五: 三七二)。ここでは自然の不平等と社会の不平等、二つの

不平等が問題になっている。

このうち、前者、すなわち生まれつき個人に内在する資質や能力の不平等はどうしようもないものだろう（それは根源的な偶然性によっている）。そこでデュルケムは、むしろその不平等を生かすような社会を構想する。そうした自然的不平等があつたとしても、それぞれが各人の天性を首尾よく發揮できるような仕事に就き、適材適所の分業がなされれば、それは個人にとつては幸福であり、社会にとつても有益だとするのである。ここでの自然的不平等とは、分業社会が前提とする差異の別名だ。この自然的不平等を平準化するという意味での平等は、有機的連帯の基盤を掘り崩すものであり、デュルケムにとつては望ましいものでもない（吉本、二〇一六・一二二、一二七・八）⁽⁴⁾。

しかし、後者、すなわち社会にすでに存在する外在的不平等について言えば話は別である。これは、個人の持つ自然的な不平等＝差異の自発的な發揮を妨げる。それがあると、個人の自由も幸福も損なわれてしまうだろう。ゆえに、平等を求める人びとの「信念」は、この不平等を除くことを求めずにはいない（Durkheim, 1893: 372-3 = 二〇〇五・三六五）。そして、この社会的な不平等は、自然に任せて放置していてもなくならないとデュルケムは見⁽⁵⁾る。それは社会の内部で人為的に取り除かなければならないのである。そのためになされるべきが、デュルケムの言

う「正義の仕事」だ。彼によれば、人間は社会においては自然とは「別の世界を創造し」、それによって「自然を支配し」、自然から脱却することができるとする。すなわち、社会的なルールの規制にもとづく平等と自由、あるいは幸福を確立することができるのである（Durkheim, 1893: 380-1 = 二〇〇五・三七二）。

デュルケムは、不可避の不平等を受け入れつつ、現実によりべき平等の性質を見定めようとする。それは、事実としてある自然的不平等をよりよく生かすための社会的平等である。

さて、以上で正常な分業の、ひいては連帯の条件が明らかになった。これらを備えていれば分業はうまくいき、連帯が生じる。さらに、以下では社会的平等を実現する原理としての正義について、法と道徳という二つの水準から検討し、それがいかにして連帯を可能にするのかということ掘り下げてみよう。

四 正義の二つの水準と連帯

四・一 正義の法的水準と連帯

四・一・一 連帯主義とは

一方でデュルケムは、正義を法的なものとみなす。これについてはデュルケムと「連帯主義」の関係を指摘するこ

とができるだろう。⁽¹⁶⁾ 第三共和政下のフランスでは連帯主義という思想・運動が大いに隆盛した。⁽¹⁷⁾ その特徴について簡単にふれておく。

一九世紀になると、産業化による不平等や貧困の大衆化をはじめ、さまざまな問題が「社会的な問題」として把握されるようになる。それは、国家とも個人とも異なる「社会」という独自の領域が見出されていくということを意味していた。⁽¹⁸⁾ その上で、持つ者と持たざる者を含む、この「(産業)社会」をうまく統合することが人びとの関心事になっていく。

田中拓道によれば、大衆的貧困のような社会問題に対して、従来の思想は、私的かつボランタリーな「施し」(自由主義的「慈善」)や抽象的な人類愛(共和主義的「友愛」)によって社会を統合しようとした。しかし連帯主義は、こうした「慈善」や「友愛」を、道徳(モラル)に属するあいまいな宗教的感情ないしユートピア的实践に過ぎないとして批判する。そして、それに対して「正義」を強調し、それを法(と科学)によって根拠づけようとするのである(田中、二〇〇三:二〇六⁽¹⁹⁾)。

四・一・二 ブルジョワの連帯主義

連帯主義の代表的人物として、レオン・ブルジョワが挙げられる。ここでは法的な正義による社会統合のビジョン

について、ブルジョワの『連帯』をもとに概観しておこう。⁽²⁰⁾ ブルジョワは言う。分業が示すように、われわれは誰もが他者の労働の成果に依存して生きている。人間の生存はどんな瞬間にあっても他者との相互依存関係、すなわち連帯の産物である。この事実からブルジョワは、誰もが社会に「負債(dette)」を負っているということを認める。いわく、「社会の中で生き、社会なしでは生きていけない人間は、いかなるときも社会に対する債務者(débitéur)である」(Bougeois, 1896: 46)。われわれは社会からさまざまな利益を得るのと引き換えに、その分の負担を引き受けなければならない。

とりわけ豊かな者ほど彼が負っている負債は大きいはずだ。その利益は社会から多くを受け取った結果なのだから。逆に貧しい者が負っている負債は小さい。むしろ彼は社会から受け取るべき利益を十分に受け取っていないのである。ここに産業社会の連帯がはらむ問題がある。

この問題を克服するために、ブルジョワは「すべての利益と負担を衡平に(équitablement)分配する」ということを人間の「相互の権利と義務」として導き出す(Bougeois, 1896: 41)。豊かな者はより多くの利益を社会から受け取っている分、より多くを負担しなければならない。これは社会的な義務になる。また、貧しい者はより多くを負担している分、より少なく負担するか、逆により多くの利益を社

会から受け取ることができる。これは社会的な権利になる。このようにして、利益と負担の衡平な分配を要請するのが、ブルジョワの考える「正義」である。

ブルジョワによれば、この正義は、人間が相互依存関係にあるという連帯の事実にもとづいて引き出されたものであり、恣意的な決定によるものではない。それが要請する損益の均衡も、等しく自由かつ道徳的な人びとが話し合えばみんなが納得し、採用せざるをえないはずの事態だ (Bourgeois, 1896: 42)。そして、ブルジョワにとってこの正義は、たんなる道徳ではなく、「各人の権利と義務に関する正確なルール」(Bourgeois, 1896: 32)であり、「制裁の観念」を伴うものとして「実定法」(Bourgeois, 1896: 33)の中に表現されなければならない。この法による正義が、「社会的結合(連帯)」の条件になるのである。

四・一・三 権利・義務関係としての連帯

連帯主義は、法的な正義による連帯の実現を目指した。それによって、人びとのつながりは権利・義務関係としてとらえられる。そして、こうした発想はデュルケムの連帯論にも見て取れる。

デュルケムの思考も、現実に繰り広げられる分業と、それによる人びとの相互依存関係を認めるところから始まっていた。そして分業が正常な場合、その関係はルールによっ

て適切に規定されるというのが、ここではデュルケムもまたそうした関係を、権利・義務関係として認識していることに注目しよう。

分業には、慣習によって設定され、ついには強制的 (obligatoire) となる権利と義務の出発点がある。(Durkheim, 1893: 357-8 = 二〇〇五・三五三改訳)

分業が連帯をつくりだすとすれば、あの経済学者たちがいつているように、分業はただ各個人を「交換者」とするからばかりではない。分業が人間たちのあいだに、持続的に互いを結合させる権利と義務のまっただき一体系を創出するからである。(Durkheim, 1893: 402-3 = 二〇〇五・三八九)

すでに見たように、デュルケムにとつて正常な分業がもたらすのは契約的連帯だった。契約関係である以上、そこでは契約の履行をめぐる権利と義務を介して、当事者どうしが法的に結び合わされることになる。そしてデュルケムは、こうした人びとの法的な契約関係を規制しようとして、社会的平等を実現するための「正義」を重視する。デュルケムの正義は、契約関係という、連帯の法的な規定を基礎づけるものである。またそれは、人間の「等しさ」に依拠する点でブルジョワの言う正義とも重なり合うと言いうる。

慈善の精神を超えて、事実にもとづきつつ、人びとのつながりを法的に規定する論理を打ち出しているのが連帯主義の特徴でありおもしろさだ。この論理がその後の福祉国家の成立を支える理論的なバックボーンとなっていくのが、デュルケムの議論もまたその一端を担うものとして考えられるのである。

四・二 正義の道德的水準と連帯

四・二・一 正義と慈善——連帯主義批判

他方でデュルケムは、正義を道德的なものとみなしてゐる。

先述の通り、連帯主義において「正義」と「慈善」は、それぞれ法の領域と道德の領域にあるものとして区別されていた。デュルケムも実は、これらが区別されているという事実を目を向けている。『社会分業論』には次のような一節が含まれているのである。

正義 (justice) と慈善 (charité) を注意深く区別しようというならわしがある。すなわち、他人の諸権利をもつばら尊重すること旨とする前者を、この純粹に消極的な徳をこえたあらゆる行為としての後者から区別しようということである。(……) この区別はきわめて根本的だから、ある道德の支持者によると、正義

だけが社会生活の正常な機能のために必要だといわれる。すなわち、公平無私ということは私的な徳にすぎず、これを追求することは個人にとつてこそ善であるが、社会はそれがなくとも十分にやっていけるのである。(Durkheim, 1893: 90 = 二〇〇五: 一一〇・一改訳)

デュルケムがこんなふうに述べるのは、明らかに連帯主義の文脈を念頭に置いてのことだろう(この点をおさえないければ、ここでデュルケムが何を言っているのかわからなくなる)。「ある道德の支持者」が具体的に誰なのかは判然としないが、もし正義のみを重視する厳格で硬直的な連帯主義者がいるとすれば、そういう人物がそれにあたるかもしれない。

しかしデュルケムは、そうした立場を次のように批判する。

現実には、人間が権利をたがいに認めあい保障しあうためには、第一に彼らが愛しあうことが必要であり、なんらかの理由で彼らがたがいにたいして、彼らがその部分を構成する同一社会にたいして、結ばれなければならない。正義は、慈善で満ちている。(Durkheim, 1893: 90-1 = 二〇〇五: 一一一改訳)

デュルケムは「正義」(法)を重視しつつ、同時にそれが「慈善」(道徳)と不可分だということも認識していた。彼が「組織的社会」の「道徳」として「愛他主義 (altruisme)」の重要さを強調するのもそのためだろう (Durkheim, 1893: 207-8 = 二〇〇五・二二一・二)。デュルケムの立場は、大衆の貧困に備え連帯を実現するには私的な道徳としての慈善さえあればいいとする自由主義的立場はもちろん、慈善を軽視し公的な法・権利としての正義と切り離そうとする一部の連帯主義的立場をも批判するものである。

四・二・二 正義への熱望と人格崇拜

正義は道徳的水準を持つ。こうした立場から、デュルケムは正義に対する人びとの「熱望」に注目している。

デュルケムによれば、「市民たちのあいだに平等がたえず大きくなってゆくという信念、平等が大きくなってゆくことは正しいことだとする信念」は現実には大きく広まりつつある。彼にとって、「これほど一般的な感情がたんなる幻想だということはありえないことであり、それは、曖昧ではあるが、実在のある側面をあらわしているのに違いない」(Durkheim, 1893: 372 = 二〇〇五・三六五改訳)。そうした意識は「社会の構造に生じた諸変化の必然的な結果」なのである (Durkheim, 1893: 382 = 二〇〇五・三三三)。そして、正義への熱望は、分業社会の連帯に固

有の「共同の信仰」として、その道徳的基盤を形づくるものになりうるとデュルケムは言う。

古代の諸民族が生きたためにとりわけ共同の信仰 (foi commune) を必要としたように、われわれはわれわれで正義を必要とする。(Durkheim, 1893: 382 = 二〇〇五・三三三改訳)

なお、よく知られているように、『社会分業論』では「人格崇拜」こそが近代社会における「共同の信仰 (foi commune)」として取り上げられている (Durkheim, 1893: 147 = 二〇〇五・一六七)。だとすれば、人格崇拜もこの正義と無縁ではなさそうだ。むしろ、個人の人格を尊重しようとする感情が平等への要求と無縁であるはずはない。事実、『社会分業論』結論部において、デュルケムは「組織的社会の道徳」として「個人崇拜」に言及しつつ、その内実を次のように説明する。

それは、ただ、われわれの同類にたいしては優しく、公正であり (d'être justes)、みずからの仕事をよく果たし、各人がもっともよく果たしうる職業について働き、その努力に対して正当な報酬を受けとることを、われわれに要求するだけである。(Durkheim,

1893: 404 = 1100五: 3190)

人格崇拜が「公正」の感情との関連で論じられている点には注意が必要だろう。人格崇拜は、たとえば論文「個人主義と知識人」では自由や個人主義の観点から扱われているが (Durkheim, 1898 [1970] = 198八)、そもそも広い意味で平等にかかわる感情なのである。

デュルケムにとって、正義は集合的感情に支えられたものであり、その意味で道徳的、もつと言えば宗教的性格を帯びている。これを無視して連帯を考えることはできないのである。

四・三 法と道徳

もつとも、法と道徳の領域が不可分であるとすれば、正義を道徳的水準から論じるデュルケムの議論は、正義の法としての制度化を支えるものでなければならぬだろう。連帯主義者にとって連帯とは、たんに道徳的な、身近な人間への思いやりや仲間意識にもとづくようなものではない。彼らはもつと冷徹かつ厳密に、人びとのつながりを法的なものとして再構成しようとする。それは、見知らぬ人間をも含む他者とのつながりを想像可能なものとし、それを損なうことに対して制裁の観念を伴わせようとするための挑戦なのだ。

道徳をめぐるデュルケムの探究は、その試みに一つの根拠を与えるためのものとして位置づけられる。人格崇拜もたんなる博愛主義的な人類愛(友愛)とは別物であり、連帯の条件としての平等を規定する法として結実すべき感情なのである。²³⁾あるいは同業組合の再建も、実は法的なものとしても構想されている。デュルケムが問題視するのは、産業界の諸関係を規制する道徳が「法的性格をまったく欠いて」ということだった (Durkheim, 1893: II = 2100五: 112)。彼にとって同業組合は、職業をめぐる道徳と法を同時に確立するためのものなのである (Durkheim, 1893: VIII: XXI = 2100五: 六、一六)。

新しい法の制定に必要な器官をまずつくることから始めないと、どんなに小さな変更も法の分野に導入することができぬであろう。(……) たちちに道徳力を構成しつつこの仕事に着手するほうが、はるかに重要であり、道徳力のみがこの法を実現し、決定しうるであろう。(Durkheim, 1893: XXXVI = 2100五: 217)

デュルケムは道徳を重視し、それとの関連で分業社会にふさわしい法の姿を提示する。法と道徳の一体性ないし相補性に立脚して連帯を論じるのがデュルケムの特徴である。²⁶⁾

五 おわりに

デュルケムが示したのは、差異にもとづく協働の関係が、共同性と平等なしには成り立たないということだった。また彼は、たんなる道徳的な感情を超えて、異なる多様な人びとのつながりを法的な権利・義務の水準で規定し、いわば可視化しようとする。その上で、そこにはやはり道徳的な感情も必要だと主張することも忘れない。これらはいずれも新自由主義に欠けている認識だろう。素朴な自己責任論も、事実としてある人びとの相互依存関係を無視するからこそ出てくるものだ。他者の姿の見えにくさ、それゆえの他者への冷淡さといった問題を考える上でも、こうしたデュルケムの議論は示唆に富む。

『社会分業論』のデュルケムは産業社会の外部を志向することはしないが、しかし、われわれが産業社会で他者とともにあるならば受け入れなければならない最低限の条件と、それを実現するための指針を示している。このあたりは彼の議論の現代的意義があるのではないか。分業と連帯を可能にする条件としての正義という視点も、今なおそうした意義を失っていないように思われる。

註

(1) 新自由主義については、これに関連する社会意識とその構造を計量データの分析を通じて検討した拙稿も参照されたい(野々村、二〇一六・二〇一九)。

(2) そもそも社会という視座から個人の行為を説明しようと思えば、まず「社会は存在する」という立場をとることが前提となる。デュルケムはそうした立場を表明した社会学者である。彼は、個々人とは別の水準に「社会」という独自の何かがあることを強調した上で、この社会という観点から種々の現象をとらえようとする。それによって、個人の行為もまた社会的なものであるとして説明することが可能になるのである(それは他者を理解するための一つの方途でもある)。社会という原理を提示した当の人物として見ても、本特集のための論文でデュルケムを取り上げることには少なからぬ意義があるだろう。

(3) 「正義の暴走」「正義中毒」などという言い方が昨今しばしばなされるようになっていいる。そこでは人が自らの主張を絶対視し他者の言動を過剰に非難するようなしぐさがそのように呼ばれているようだ。あるいは人が何事かに関して異議申し立てをすることをひとしなみに正義の語と結びつけ、その振る舞いを忌避するような風潮も見受けられる。今やいつそ社会正義それ自体が揶揄の対象とされているかのようである。本稿の問いに直接かかわるわけではないが、以下では正義を連帯とセットで語ることによって、決してよいとは言えない諸々のイメージが付着したこの正義という言葉を多少とも新鮮なものとして提示したいともくろんでいる。

(4) デュルケムの『社会分業論』に関する既存の研究のうち、本稿

- の内容に大きくかわかるものとして、吉本や流王による研究が挙げられる(吉本、二〇一六・流王、二〇一九)。本稿はこれらの研究と関心を共有しつつ、中でも『社会分業論』における連帯と正義の結びつきに注目するものである。そして、その結びつきに注目するならば、連帯を法的な正義の観点からとらえ直そうとする「連帯主義」の文脈が視野に入ってくる。連帯主義については四・一で改めてふれるが、デュルケムの連帯論の法的側面を見ようとする本稿の視点は、この連帯主義への関心から発している。なお、デュルケムの法をめぐる議論については、その成果を批判的に読み解くものとして、たとえばギュルヴィッチやハーバーマス、巻口の研究がある(Gurwitsch, 1942 = 一九五六; Habermas, 1981 = 一九八六・巻口、二〇〇四)。
- (5) デュルケムは、異なる者どうしの間に「連帯の感覚を生み出す」ということを「分業の真の機能」として挙げている。周知の通り、これが分業の「経済的貢献」にとどまらない「道徳的効果」だとされるのである(Durkheim, 1893: 19 = 二〇〇五・二五八改訳)。ただし、規制があっても競争はなくならないし、そもそも競争のない社会は不要だとデュルケムは言う。「連帯の役割は競争を抑制することではない。これを緩和することである」(Durkheim, 1893: 357 = 二〇〇五・三五三)。
- (7) デュルケムは、「資本と労働の関係は、こんにちまでのところ、法律的には未決定の状態のままで残っている」と述べている(Durkheim, 1893: 359 = 二〇〇五・三五四)。
- (8) 分業が正常に行われればルールが自生的に生じるとというのがデュルケムの見立てだ。そしてそのためには、「分業が分業それ自体であること、分業を変質させるものが外部からやってこ
- ないことが必要なのであり、またそれで十分である」(Durkheim, 1893: 364 = 二〇〇五・三五八)。ここでデュルケムは、道徳による外部からの経済の規制を主張しているわけではない(中島、一九九七・三九)。彼にとっては、分業さえ正常に行われれば、経済はその内部でおのずと規制されるのである。このように、少なくとも『社会分業論』のデュルケムには、産業社会への一定の信頼がある。彼は高度に進展した資本主義社会を(それが連帯を可能とするルールをつくり出す限りで)望ましいものとみなす。所与の社会状況から出発し、(革命ではなく)その改良を目指すのが彼の立場である。
- (9) ここから二つの社会構想プランを引き出すことができる。以下、三・二では(一)によるものを、三・三では(二)によるものを検討していくが、これらはそれぞれ流王が「職能団体論」「有機的連帯論」と呼んでいるものと対応する(流王、二〇一九)。
- (10) こうした主張は社会主義者の反発の対象となりうる。斉藤が論じているように、事実、たとえばジョルジュ・ソレルはデュルケムのこうした立場を労使間の階級闘争という問題を等閑に付すものとして批判した(斉藤、二〇〇三・四三)。
- (11) そもそも有機的連帯は復原法に現れるとされる。そして、契約法は復原法の主要部分を占める。だから有機的連帯が契約的連帯としてとらえられるのは道理である。
- (12) 「契約法」もそのために存在する。デュルケムにとって契約法の目的は、契約関係に入る両者の間に「ルールに従った協力を確保する (assurer le concours régulier)」こと以外にはない(Durkheim, 1893: 375 = 二〇〇五・三六八改訳)。なお、デュルケムは『社会分業論』第一編第七章「有機的連帯と契約的連帯」

において、契約法について詳述する。彼によれば、各人の権利と義務が、常に個別に契約を結ぶたがいにしか確定されないようなものであれば、われわれの日常生活はままならない。そこへいくと契約法は、個々の契約とは別の水準で、個々の契約を成り立たせる社会的作用となる。これについては吉本や流王の議論も参照のこと。とりわけ流王はこのことから、有機的連帯（契約的連帯）を可能にするものとして契約法の役割を強調し、これを「契約における非契約的要素」とみなしている（流王、二〇一九：一五三・九）。

興味深いのは、デュルケムが契約法を、「われわれが決定すらしなかったわれわれ自身の行為の法律的效果をも決定するもの」とみなすことである。引用しよう。「それは、無数の多様な経験が要約されたものであるから、そこではわれわれが個人的には予見できないものが予見され、われわれの規制できないものが規制されている。（……）この規制は、言葉の厳密な意味において、われわれが契約しはしなかった義務（……）に、われわれを無理に従わせる」。「契約法はわれわれの意志作用そのものから生じてきたかのように、われわれに権利を授け義務を強制する」（Durkheim, 1893: 192.3 = 二〇〇五：二〇九）。ここでデュルケムは、後述するレオン・ブルジョワの「準契約」観にはつきり接近しているように思われる（この点については註21も参照のこと）。

- (13) デュルケムによれば、「交換の対象物」の「社会的価値」は、その生産に要した労働の総量よりも、それが社会にとってどの程度有用か（人びとの欲求を満足させる程度）によって測られる（Durkheim, 1893: 375 = 二〇〇五：三六八）。その価値は、

個人の「天性」を正確に反映しているときにこそ正しく評価され、各人は交換を通じて労働の正当な対価を得ることができるのである。

- (14) この観点からすれば、たとえば現代における「起業家教育」は、子どもたちの個々の天性を考慮せず、そのすべてを企業家にするようにするものとして批判されることになるだろう。

- (15) デュルケムは、分業の進展とともにこうした社会的不平等はなくなっていく傾向が見られると言いつつ、その直後に「分業の進歩は、逆に、不平等の不断の増大を含むものである」とも言う（Durkheim, 1893: 372.3 = 二〇〇五：三六五）。

- (16) デュルケムと連帯主義のかかわりについては、『社会分業論』のPUE版序文として置かれたセルジュ・ボーガムの論考でも言及されている（Paugam, 2013: 31-2）。また、デュルケム社会学を連帯主義の枠組みでとらえるものとして、すでに北垣や田中、重田の研究がある（北垣、一九九三；田中、二〇〇六；重田、二〇一〇）。

- (17) 北垣によれば、「連帯（solidarity）」の理念はフランスにおいて一八八〇年代初頭から急速に人口に膾炙し、多くの公的な場面で見出されるようになって、シャルル・ジッドをはじめとする多くの学者によってさかんに論じられていくことになる。その後、急進社会党の政治家レオン・ブルジョワが連帯の理念を積極的に提唱するようになると、この理念は「連帯主義（solidarisme）」という一つの政治イデオロギーの形をとるまでに至るのである（北垣、一九九三：六六・七）。

- (18) この点についてもさしあたり、「社会」という領域の固有性とデュルケム社会学とのかかわりを論じる北垣の研究を参照のこと

と(北垣、一九九三)。

- (19) 連帯主義が「慈善」や「友愛」といった、いわば他者への道德的な共感とは別に、法的な正義を重視する思想として登場してくるという点は重要だ(重田、二〇一〇・xvii)。富者にとつての貧者など、異質な他者にはそもそも共感がおよびにくい。ゆえに、そうした存在をも社会に包摂し、人びとを連帯させるには、共感では限界がある。そういう認識がそこにはあつたはずだ。

- (20) ブルジョワの思想については廣田や北川の研究を参照した(廣田、二〇〇九・北川、二〇一四)。

- (21) ブルジョワがこの法を正当化するにあたつて導入するのが「準契約 (quasi-contra)」という概念だ。これはローマ法に由来するフランス民法上の概念で、法学出身のブルジョワも言うように、「私人の間の義務を規定するために民法が認めているものである」。そして、そこには「事前の合意なしに成立する契約を対象とした項目がある」(Bourgeois, 1896: 61)。ブルジョワは、この「準契約」の発想を社会全体に広げてみせる。人間は事実、社会の中で他者と連帯して生きている以上、事前の合意などなくとも、そこで起こる事柄について、連帯関係にある他者に義務を負うと考えるのである。この論理によつてわれわれは「すべての社会的な利益と負担を衡平にしよう」という契約を事前の合意なしに結んでいるとブルジョワは言う。

仮にもそんな契約がありうるだろうか。ブルジョワによれば、そもそも契約が成立するためには、(一) 契約関係に入る個々人が平等かつ自由であること、(二) その契約によつて生じるのが等価もののやりとりであることが条件となる。その点、

ここで結ばうとしているのは社会からの受け取りと社会への支払いを等価にしようという契約なのだから、それは「各人が平等かつ自由に協議することができたならば、彼らの間であらかじめ確立されていたはずの合意 (accord) についての解釈と表現でしかありえない」(Bourgeois, 1896: 61)。この「準契約」によつて基礎づけられた実定法こそが人びとに義務を課す。

- (22) ブルジョワについて言えば、彼は絶えず道德にも目配せしながら正義を法的なものとして確立しようとしており、ここでのデュルケムの批判をまぬがれた位置にいますと思われる。ブルジョワの言う義務は、道德的な慈善の精神を法的に定式化するものとして提示されているのである。

- (23) 『社会分業論』第一版序論の道德論では、法と道德が本質的に区別しえないものとして論じられている。デュルケムにとつて重要なものは、この二つの区別ではなく、制裁を伴つて個人を規制するものが存在することだった。

- (24) なお、デュルケムの理路からすれば、ここでの「正義」は「消極的連帯」に、「慈善」は「積極的連帯」に対応するものである。そこでは、物権(物と人を結びつける)や物権から生じる対人関係(人と人を結びつける)からなる消極的連帯が、積極的連帯の凝集を必要とするとされている (Durkheim, 1893: 88-9 Ⅱ二〇〇五・一一九)。

- (25) あるいはデュルケムは『社会学講義』や『道德教育論』等において、人類愛の理想を個々の国家が体现するようにしなければならなうとするが、それはもう少し言えば、国家が法権利のレベルで個人の平等や自由を保障するということにはかならない。

- (26) デュルケムは次のような言い方をする。「法および道德は、ま

文献

さにわれわれを相互に結びつけ、われわれを社会に結びつけ、マスとしての多数の個人を一個の凝集的集合体たらしめる緒紐帯の全体なのである」(Durkheim, 1893: 393-4 = 2005: 38-2)。また巻口は、近代法を規制的なものとみなす見解をデュルケム独自のものとして浮かび上がらせつつ、デュルケムにおいてはそれが法と道徳の相互作用によって可能になっているということを示唆している(巻口、二〇一六: 一一八・一二二)。

Bougeois, Léon, 1896 [1925], *Solidarité*, 10e éd., Paris: Armand Colin et Cie.

Durkheim, Émile, 1893 [1930], *De la division du travail social*, 8e éd., Paris: P.U.F. (=デュルケム、二〇〇五、田原音和訳『社会分業論』青木書店)。

——, 1970, *La science sociale et l'Action*, Ire éd., Paris: P.U.F. (=デュルケム、一九八八、『社会科学と行動』佐々木交賢・中嶋明勲訳、恒星社厚生閣)。

——, 1898 [1970], “L'individualisme et les intellectuels”, *Revue bleue*, 10: 7-13, dans *La Science sociale et l'action*: 261-78. (=一九八八、佐々木交賢・中嶋明勲訳「個人主義と知識人」『社会科学と行動』二〇七・二一〇)。

Gurvitch, Georges, 1942, *Sociology of law*, New York: Philosophical Library. (=ギユルヴィッチ、一九五六、『法社会学』潮見俊隆・寿里茂訳、日本評論社)。

Habermas, Jürgen, 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (=ハーバーマス、一九八六、『コミュニケーション的行為の理論(中)』藤沢賢一郎・若倉正博・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎訳、未來社)。

廣田明、二〇〇九、「社会的連帯と自由——フランスにおける福祉国家原理の成立」小野塚知二編著『自由と公共性——介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社、四一・七九。

北垣徹、一九九三、『連帯』の理論の創出——デュルケムを中心として『ツシオロジ』三七(三): 五九・七六。

北川忠明、二〇一四、「レオン・ブルジョワにおける連帯・共和国・国際連盟構想(一)」『山形大学法政論叢』六〇・六一: 二二七・七〇。

巻口勇一郎、二〇〇四、『デュルケム理論と法社会学——社会病理と宗教、道徳、法の相互作用』信山社出版。

中島道男、一九九七、『デュルケムの〈制度〉理論』恒星社厚生閣。
野々村元希、二〇一六、「ネオリベラリズム・ナショナリズム・デモクラシー——現代政治の基本構図」『評論・社会科学』一一九: 八一・一〇二。

——, 二〇一九、「弱肉強食イデオロギーとその階層的背景に関する計量分析——文化的豊かさに注目した試論的検討」『経済社会学年報』四一: 七三・八六。

重田園江、二〇一〇、『連帯の哲学』勁草書房。

Paugam, Serge, 2013, “Introduction: Durkheim et le lien social”, dans *De la division du travail social*, 8e éd., Paris: P.U.F., 1-40.

斉藤悦則、二〇〇三、『デュルケムと社会主義』『日仏社会学会年報』一三: 三五・四九。

田中拓道、二〇〇三、『連帯』の思想史のために——一九世紀フランスにおける慈善・友愛・連帯、あるいは社会学の起源』『政治思想研究』三・九七、一一四。

——、二〇〇六、『貧困と共和国——社会的連帯の誕生』人文書院。流王貴義、二〇〇九、『デュルケムの近代社会構想——有機的連帯から職能団体へ』ミネルヴァ書房。

吉本惣一、二〇〇六、『蘇る『社会分業論』——デュルケームの「経済学」』創風社。